

建設業も時間外労働の 上限規制が※適用されます。

※令和6年4月1日より
残業の上限が規制されます

年次有給休暇の
取得促進

残業代の割増率マシッ！
36協定を労基署に届け出ましょ！



誰もが働きやすい社会の実現に向け
働き方改革に取り組みましょう
(詳細は裏面をお読みください)

働き方改革に伴う法改正により、
主に以下の点が変更されています。



<残業（時間外労働）の上限規制>

現在まで建設業について残業時間の上限が法律では規制されていませんでしたが、**令和6年4月1日以降**、建設業における残業時間は原則として**月45時間、年360時間**が上限となります。

※残業（1日8時間、週40時間を超える労働）又は休日労働のある企業においては、原則**1年に1回、36（サブロク）協定**という書面を労使で作成し労基署に提出する必要があります。

※上記上限時間を超えて労働させなければならない特別な事情がある場合には「特別条項による協定」が別途必要となります。

<残業代割増率の引き上げ>

令和5年4月1日から中小企業も「**月60時間を超える残業**」は**50%以上**の割増率で残業代を支払う必要があります。

※60時間までの残業割増率は従来通り「**25%以上**」で変わりありません。また大企業への割増率の引上げは既に行われています。

<年5日以上の子休取得義務化>

現在、全ての企業において年**10日以上**の年次有給休暇が付与される労働者（主に正社員やフルタイムパート等）に対して、**年5日は年次有給休暇**を取得させる必要があります。

※上記年5日以上の子休取得については平成31年4月1日から義務化されています。

※上記は「働き方改革」に伴う主な変更点であり、上記以外にも複数の変更点がございます。詳細は最寄りの労基署にお問い合わせください。